

# 包括外部監査の結果報告書の要約(平成 23 年度)

平成 24 年 1 月

豊田市包括外部監査人 中村 誠一

## 第 1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

豊田市教育委員会の財務に関する事務の執行について  
(所管する財政援助団体の財務に関する事務の執行を含む。)

### 3 事件を選定した理由

平成 17 年 4 月の市町村合併により、広大な中山間地域を抱えるとともに、少子・高齢化の進展、学校の小規模校・大規模校への二極化など、豊田市の教育に関する状況は大きく変化しました。また、国においても平成 18 年 12 月に改正教育基本法が施行され、平成 19 年 6 月には教育三法が改正されたことから、平成 20 年度から平成 24 年度を計画期間とした『豊田市教育行政計画（改訂版）』が策定されました。

この計画は、多様な市民一人ひとりが、自ら学び、ともに高めあう共生共創社会の実現を基本理念とし、「①学校力・教師力の向上」、「②幼保小中の連携教育、学校・家庭・地域との連携」、「③学校規模の適正化」を柱としています。

こうした教育行政に関する教育費予算は 21,980 百万円（平成 23 年度）と豊田市一般会計予算の 13.8%を占めていることから、教育費予算が適切に支出されているかどうかを検討することが有意義と考え、特定の事件として選定しました。

#### 4 外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ア 市費負担職員は、適切に配置され、人件費の負担は適切に行われているか。
- イ 工事請負、委託、物品購入等の支出事務手続は適切に行われているか。
- ウ 小中学校等における支出事務手続は適切に行われているか。
- エ 小中学校等における財産の管理は適切に行われているか。
- オ 小中学校等における金銭の徴収、保管等は適切に行われているか。
- カ 給食費の収納管理、未納対策は適切に行われているか。
- キ 財団法人豊田市学校給食協会における納入業者の選定及び材料の購入は適切に行われているか。
- ク 図書館の運営は適切に行われているか。
- ケ 『豊田市教育行政計画（改訂版）』の進捗管理は適切に行われているか。
- コ 過年度の包括外部監査の結果に対する措置は適切に行われているか。

##### (2) 監査対象部署

- ア 教育委員会
- イ その他関連部課

##### (3) 主な監査手続

- ア 予算執行資料の閲覧
- イ 小中学校の備品管理、現金収納等に関する調査
- ウ 管理用備品、教材用備品購入費等に関する関連証憑の閲覧及びヒアリング
- エ 現地視察
- オ 学校給食の納入業者選定・物資選定・材料購入に関する関連証憑の閲覧
- カ 未納給食費の状況の検討
- キ 図書館の運営状況の検討
- ク 『豊田市教育行政計画（改訂版）』の目標数値の達成状況の検討
- ケ 過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況についての関連証憑の閲覧及びヒアリング

#### 5 外部監査の実施期間

平成23年7月1日から平成23年12月12日まで

- ・端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入しています。
- ・端数処理の関係で、表の各欄の集計結果と合計とは必ずしも一致しません。

- ・外部監査を通じて発見された事項は、以下に分類して記載しています。
  - 【指摘】：法令や規則等に違反している事項。
  - 【意見】：規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項。

## 第2 外部監査の結果

### 1 『豊田市教育行政計画（改訂版）』

#### (1) 計画の位置付けと構成

豊田市には、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする『豊田市教育行政計画(改訂版)』があります。この計画は「第7次豊田市総合計画」を上位計画とする教育分野の計画であり、下記の分野別計画との整合を図りながら、各分野の連携を重視した具体的な施策を示したものです。

- ・豊田市次世代育成支援行動計画(とよた子どもスマイルプラン)
- ・豊田市次世代育成支援行動計画(とよた子どもスマイルプラン)・青少年編
- ・豊田市食育推進計画
- ・豊田市子ども読書活動推進計画
- ・とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)
- ・豊田市生涯スポーツプラン 等

#### (2) 計画の進捗管理と市民への公表状況

計画の進捗状況については、例年、「教育行政計画の施策の進捗状況報告書」としてまとめられ、ホームページ等で公表されています。

平成22年(対象：平成21年度)は、(1)教育委員会が実施する施策・事業、(2)教育委員会活動(「学校との関係」について)を評価項目として設定し、点検・評価が行われました。特に(1)教育委員会が実施する施策・事業については、計画に掲げる7つの重点プロジェクトに位置付けられた221の施策・事業のうち、45の施策・事業について点検・評価を実施し、教育委員による評価の後に、外部評価委員及び審議会による外部評価を実施しました。

また、平成23年(対象：平成22年度)の点検・評価については、「事業の選択と集中」と「効果的な教育行政の推進」を目指し、新たな手法として、教育委員が自ら14事業を厳選して評価を実施し、平成23年12月にホームページ等で公表しています。

## 2 豊田市教育委員会の収支状況

平成 18 年度から平成 22 年度までの教育費の決算額と、教育費が一般会計歳出額に占める割合は表 1 のとおりです。

表 1 教育費の決算額と教育費が一般会計歳出額に占める割合 (単位:千円、%)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教育費合計	32,548,426	23,281,122	24,494,104	24,637,605	27,327,916
一般会計歳出 合計	172,650,241	177,694,386	164,690,237	178,825,695	161,629,286
一般会計歳出に 対する割合	<b>18.9</b>	<b>13.1</b>	<b>14.9</b>	<b>13.8</b>	<b>16.9</b>

(資料源泉:予算執行実績報告書)

教育費は一般会計の 13%から 19%を占めており、主な増加要因は教育施設整備基金への積立(平成 18 年度及び平成 22 年度)並びに学校の施設整備等によるものです。

## 3 市負担の教職員等人件費

豊田市は教育分野の中期計画である『豊田市教育行政計画(改訂版)』に基づき、教育の各分野別計画との整合を図りながら教育行政をすすめており、この計画に掲げた目標達成のため、正規職員とは別に市費負担の各種の非正規職員を採用しています。過去 4 年間の市費負担非正規職員数の推移及び平成 22 年度の人件費は表 2 のとおりです。

表 2 市費負担非正規職員の過去 4 年間の職員数の推移及び平成 22 年度の人件費

区分	任用区分	職員数(人)				22 年度 人件費(千円)
		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	
非常勤特別 職 ※1	市費負担准教員	30	27	34	34	217,536
	学校図書館司書	23	35	35	37	38,335
	学校日本語指導員	43	41	43	44	89,507
	その他	2	3	5	5	7,113
特別任用職員(非常勤 一般職) ※2	少人数学級対応非常勤講師	38	30	34	40	75,002
	不登校対策担当教員の教科等補助教員	15	17	17	17	29,434
	学級運営補助指導員	82	124	133	146	89,538
	事務職員・公務手	115	159	176	183	199,753
	その他	129	164	180	194	81,759
その他の 雇用	体力向上補助指導員	12	19	18	13	6,944
	心の相談員	85	88	89	76	28,370
	情報教育指導員	11	11	10	10	10,295
	その他	—	—	2	4	573
計		585	718	776	803	874,162

(資料源泉:『豊田市教育行政計画(改訂版)』)

※1:特別職を担う職員の中で勤務形態が非常勤のもの

※2:主に一般職を担う非常勤職員

現在は『豊田市教育行政計画(改訂版)』に立脚して市費負担教職員の採用を進めており、採用数も増加傾向にあります。継続的な採用増加は、将来的に固定的費用である人件費を増加させることに繋がるため、長期的ビジョンを見据えた採用方針に基づかなければなりません。現状では、各学校から意見を聴取し、人事課に人員要望書を提出した上で査定により定員が決定されています。

#### 【意見】市費負担教職員採用の効果測定

市費負担教職員の採用により『豊田市教育行政計画(改訂版)』で求める効果が現れているかどうかを、教職員一人当たり児童生徒数などの各種指標や過年度採用実績、人件費支出額の推移と関連させて把握するとともに、他の同規模の中核市等と比較するなどの方法により、効果測定を行うことが望まれます。

## 4 小中学校

### (1) 学校規模適正化

豊田市の面積は、愛知県内で最大であり、小中学校が置かれている環境も、地域により大きく異なっています。豊田市においては、中山間地域の学校で児童生徒数が減少するその一方で、住宅地域の学校では都市化の進行により児童生徒数が増加するという二極化現象の進行により、学校規模に大きな差が生じています。

豊田市では「よりよい学習環境の実現」、「全市的視野での検討」、「地域の特性に配慮」という3つの基本的な考え方の下、適正な学校規模の在り方やその実現に向けての方策について審議し、さらに保護者、児童、地域の方々等を対象としたアンケートや懇談会の実施により、『学校規模の適正化に関する基本方針』を取りまとめています。

### (2) 学校数、学級数と児童生徒数の推移

『学校規模の適正化に関する基本方針』との整合性の観点から、表3で大規模校、小規模校とされる小学校に属する児童数及びその比率の推移を、表4で学校数、学級数、最大学級数、児童数、1クラス当たり児童数の推移を示しました。

(注)『学校教育法施行規則』において、小学校の学級数の標準は12クラス以上18クラス以下とされています。しかし、『学校規模の適正化に関する基本方針』では、「豊田市の適正な学校規模は12～24クラスが望ましいが、少なくとも6クラス以上とする。」とされていることから、小規模校は6クラス未満、大規模校は24クラス超としています。

小規模校については大きな変化は認められないものの、大規模校について学校数の増加傾向が認められます。1クラス当たりの児童数に関しては、大規模校では30人程度となっている反面、小規模校では、ほとんどの学校で複式学級が採用されているにもかかわらず、1クラス当たりの児童数は6人程度であり、1クラス当たりの児童数が大きく異なっています。

表3 児童数の推移と大規模校・小規模校の児童数比率

(単位:人、%)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
児童数	25,542	25,517	25,643	25,636	25,592
大規模校児童数	7,915	7,280	9,493	8,653	9,352
大規模校の比率	31.0%	28.5%	37.0%	33.8%	36.5%
小規模校児童数	247	221	215	235	231
小規模校の比率	1.0%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%

表4 大規模校・小規模校の学校数、学級数、最大(最小)学級数、児童数と1クラス当たり児童数の推移  
(単位:クラス、人)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大規模校	学校数	9	8	11	10	11
	学級数	259	237	313	291	309
	最大学級数	35	34	34	35	34
	児童数	7,915	7,280	9,493	8,653	9,352
	1クラス当たり児童数	30.6	30.7	30.3	29.7	30.3
小規模校	学校数	9	9	9	10	9
	学級数	39	37	36	42	35
	最小学級数	3	3	3	3	3
	児童数	247	221	215	235	231
	1クラス当たり児童数	6.3	6.0	6.0	5.6	6.6

『豊田市教育行政計画(改訂版)』は平成20年度に策定されましたが、学校規模適正化は大きな課題であることから、今のところ、具体的な成果は現れていません。豊田市では、子どもたちによりよい学習環境を提供することを最優先の目的としながらも、豊かで活力のある地域社会の形成にも配慮し、地域と学校、保護者、行政がともに協力して検討していくこととしています。

また、豊田市では、外国籍の児童が半数以上を占める学校があったり、余裕教室(学級として使用していない普通教室)の数が使用教室(実際、学級クラスとして使用している教室)の数を超える学校が小学校で4校、中学校で2校あるなど、学校を取り巻く環境は様々です。余裕教室については相談室等として利用を進めるとともに、個々の学校の状況に配慮して、効率的・効果的に教育行政施策を推進していくことが重要です。

### (3) 学校における学校備品・徴収金の管理

豊田市の小中学校全校に対し、備品管理及び学校徴収金についてのアンケート調査を実施しました。その中から、小学校 5 校・中学校 1 校を選定して、現地視察を実施しました。

アンケート及び現地視察の結果、以下の【指摘】及び【意見】が見つかりました。これらの【指摘】及び【意見】については視察対象となった学校だけでなく、他の小中学校においても十分に留意し、備品の管理や徴収金の管理が適切に行われるようにする必要があります。

#### ア 学校備品の管理

学校備品の管理に関する【指摘】及び【意見】は、主として「現品管理」「備品台帳の記載」「取得・廃棄手続」の三つに分類できます。

##### (ア) 現品管理の状況に関する主な【指摘】及び【意見】

分類	頁	件名
意見	37	使用頻度の低い備品の廃棄処分の検討
指摘	50	備品ラベルの貼付漏れ
意見	51	備品の使用状況の確認

備品ラベルは備品の適切な管理のために必要であり、取得の都度、貼付することが求められます。また、使用頻度が低い備品については、現状より有効な利用方法がないか、又は廃棄処分すべきか等を検討する必要があります。

なお、年一度の備品実査の際は、備品が有効に利用されているかどうかという点も含めて点検することが望まれます。

##### (イ) 備品台帳の記載に関する主な【指摘】及び【意見】

分類	頁	件名
指摘	35	取得の都度の備品登録
指摘	35	備品台帳と現品の全件の照合
指摘	36	備品台帳の適切な更新
意見	45	学校用備品台帳における管理の改善
指摘	47	台帳の登録単位
指摘	48	備品の現物照合方法



備品台帳は備品を管理する上で重要な帳票です。取得・廃棄等により、現品の異動が生じた際は速やかに台帳を更新し、常に現品の状態を反映させておく必要があります。

(ウ) 備品取得・廃棄等手続に関する主な【指摘】【意見】

分類	頁	件名
意見	45	書類の一元保管
指摘	45	取得の口頭承認に係る文書作成漏れ
指摘	48	備品廃棄時の書類作成漏れ

緊急性を要する場合、口頭承認により実務が先行する場合がありますが、そのような場合には、事後的に『学校事務手引』等に定められた正規の手続により、「伺書」を作成することが必要です。

イ 学校徴収金の管理

学校徴収金についての【指摘】及び【意見】は主として「現金及び預金の保管」「通帳及び領収書の名義」「徴収金の管理」の三つに分類できます。

(ア) 現金及び通帳等の保管に関する主な【意見】

分類	頁	件名
意見	38	現金による徴収の見直し
意見	38	徴収金の現金保管から預金保管への変更
意見	39	通帳と印鑑の区分保管

現金が多額となる場合は、現金で保管することなく預金することが望ましく、通帳は印鑑と別々に保管することが必要です。

(イ) 通帳及び領収書の名義に関する主な【指摘】及び【意見】

分類	頁	件名
意見	39	PTA 会費の通帳名義
指摘	43	徴収金領収書の名義
指摘	51	徴収金受領時の領収書の発行

領収書の名義が出納担当者名や校長名など、学校によって不統一でした。また、領収書について PTA 会費を現金出納員名で発行するなど、領収書を発行している団体の代表者と一致しない例が見受けられました。PTA 会費であれば、PTA 会長名で発行することが必要です。

(ウ) 徴収金の管理等に関する主な【意見】

分類	頁	件名
意見	42	徴収金の会計報告の実施
意見	43	修学旅行費等の精算方法のルール化
意見	52	出納帳による管理

徴収金については、安全に管理するための取扱いルールを明確にし、その入出金を適切に記帳して管理することが必要です。入出金を記録する際には、学年費や修学旅行費など、その目的別に区分把握する必要があります。また、会計報告を実施していない学校については、保護者へ会計報告をすることの検討が必要です。

(エ) 学校徴収金に関するまとめ

【意見】

学校徴収金に関しては徴収方法から保管管理・精算に至るまで、各校に委ねられている部分が目立ちました。学校徴収金は児童生徒の保護者から徴収され教育目的に使用されるべき金銭であることから、教育委員会として学校徴収金の取扱いについてガイドライン等を設け、学校徴収金が適切に徴収、管理され、本来の目的に適正に使用されるようにルールを整備することが望まれます。

ウ 学校図書館

学校図書館の管理・運営状況にかかる主な【意見】は以下のとおりです。

学校図書館の管理・運営に関する主な【意見】

分類	頁	件名
意見	52	『図書館例規』の整備
意見	52	図書受入時の発注内容の確認
意見	53	図書台帳の一元的管理

学校図書館の管理・運営上のルールとして図書館例規を定めた上で、図書の受入チェック、台帳整備等を適切に実施することが望まれます。図書館の運営自体は各学校に委ねられているものの、図書館例規の作成等、体制整備については教育委員会が基本のガイドラインを作成するなど、連携して取り組むことが必要です。

また、保有図書の貸出データ等を参考にして、児童生徒が読みたい図書の充実を図り、児童生徒が図書に対する関心をより深めていくようにすることが望まれます。

## 5 歳出予算の執行事務に関する個別検討

平成 22 年度の教育費の歳出データから、支出取引についてサンプルを抽出し、検討しました。検討に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- ア 取得・支出手続が関係法令に従って適切に行われているか。
- イ 契約手続は適切に行われているか。
- ウ 公有財産・物品は、台帳に適切に登録され、管理されているか。

支出取引の検討の結果、以下の事項が発見されました。

分類	頁	件名	内容
指摘	63	公有財産台帳への登録未了	取得した年度において公有財産台帳に登録されていないものが見受けられました。異動報告の遅れや漏れ等が原因でした。
意見	64	北部給食センターの用地取得	新北部給食センターの用地は、公共建築物最適化プロジェクトにより開業年度を含めた給食センターの配置計画全体を見直している最中に取得されました。 土地開発公社からの土地取得は、事業計画が具体化してから行うことが望ましく、建設スケジュールが確定した事業計画を踏まえて、土地取得の時期を決定することが望まれます。
意見	68	予定価格の設定について	入札率を検討したところ、入札率(入札額÷予定価格)が 40.6%と極めて低い数値のものがありませんでした。予定価格は昨年度実績に基づいて算定していました。しかし、予定価格は入札金額の指標となるものであり、市況や商品トレンド等の状況を踏まえて、総合的に

			判断して設定することが望めます。
指摘	69	備品台帳の記載誤り	備品台帳の登録金額の誤りが見受けられました。正しい金額で登録するためのチェックを行う必要があります。
意見	69	購入物品の同等品不可の判定	物品購入依頼書に添付される購入物品明細書において同等品を不可としている場合があります。特定の企業の品名を指定し、同等品を不可とすると、メーカー選定を行わなくも、納入できる企業が限定されます。同等品を不可とする場合には、購入物品に必要なとされる要件や機能を明らかにし、指定物品と競合他社の同程度の物品の仕様や機能を比較した資料を添付した上で、不可とするか可とするかを決定することが望めます。

## 6 学校給食関係

豊田市では『学校給食法』に規定されている学校給食の目標を達成するために、保健給食課の所管の下、学校給食事業の運営が行われています。また、給食センターでの調理業務や共同献立による副食物資の調達等は豊田市から財団法人豊田市学校給食協会に委託されています。学校給食事業の検討の結果、以下の事項が発見されました。

### (1) 給食費の未収管理事務

給食費の未納については、現年度分については、各学校で徴収を行っています。未納者については、保健給食課において督促状を年3回、発送しています。過年度の未納分については保健給食課において督促状を年2回、発送し、それでも未納の者に対しては保健給食課の職員が戸別訪問をしています。

#### 【意見】

給食費未納に対する対応としては、文部科学省が「学校給食費の徴収方法として、金融機関の保護者の口座からの引落しを行っているところについては、今回の子ども手当の支給開始に合わせ、子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引落しを行う口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることも一つの方策として考えられること」としている(『平成22年度における子ども手当の支給に関する法律』等の施行と学校給食費の未納問題への対応について)ように、

子ども手当の支給額からの相殺等について同意を得ていくような取組も必要と考えられます。豊田市としては、平成23年度分の子ども手当からの相殺について、10月1日から取組を始めています。今後も国の制度の変更に対応して、給食費を確実かつ効率的に徴収できる方法を模索することが望まれます。

## (2) 給食調理員の人件費

東部給食センターにおいて平成23年4月からPFI方式による運用が開始されたことにより、給食協会が受託する給食センターは1か所減少しました。これにより給食協会が雇用していたパート職員は215人から143人へ減少しましたが、東部給食センターの18名の正規職員については、PFI事業の運営会社への転籍が行われず、給食協会が調理を受託している他の給食センターで受け入れられました。その結果、平成23年度の正規職員比率は、それ以前の年度の28.6%から36.2%へ上昇しています。

### 【意見】

正規職員比率の上昇は、一般に人件費の上昇に繋がります。給食調理業務の効率化を図る上では、安心して安全な給食の調理という目的を達成しつつ、人員の配置を最低限必要な時間数に抑えることが必要です。今後、正規職員とパート職員を適切な構成で配置できるように中長期的な人員計画に基づいた管理を行うことが望まれます。

## (3) 食材の購入

給食の食材については、「献立委員会」において毎月の献立が決定され、その決定された献立に基づいて「物資選定委員会」において登録業者からどのような食材を購入するのかを決定しています。

「物資選定委員会」において公正な手続で選定が行われているかという点に着目して検討を実施したところ、以下の事項が発見されました。

### 【意見】

生野菜及び生果物の納入業者は、1社のみでした。この理由は学校給食用物資納入業者登録基準では生野菜や生果物については事業施設が豊田市内にあることを登録業者選定の際の基準としており、今回の選定に際して応募のあった業者のうち、この基準を満たした業者が1社のみであったためです。

特定の物資を1業者のみから購入することは、競争が生まれず価格面・品質面

で問題が生じかねません。登録基準を満たす業者の応募が少ないことをもって、現状を是認するのではなく、事業施設の範囲をより広範囲のものも対象とする等、登録基準の見直しも含めて、複数の登録業者から供給を受けるようにすることが望まれます。

#### 【意見】

「物資選定委員会」において、特定の食材についてどの委員がどのような観点から選定したかという選定過程を明らかにすることが望まれます。物資の選定の経緯を後日に閲覧できる形で、議事録やリスト等を整理して保管しておくことが望まれます。

### 7 給食事業の運営体制の在り方の検討と PFI の導入

平成 18 年 10 月に提出された「豊田市給食センター設置基本計画及び東部給食センター整備の事業方法等検討調査報告書」において、東部給食センターは、豊田市におけるモデルセンターとして位置付けられ、その改築事業については、PFI を導入し、平成 23 年 4 月から供用が開始されています。

給食センターの PFI 化の費用削減効果を検討する場合、調理業務に係る物件費は全て PFI 事業者に移転されることから、PFI の導入決定時の試算に織り込んで効果を測定することができますが、調理委託を行っていた給食協会の職員人件費（正職員部分）については、長期計画に基づいた人員数の削減または PFI 事業者への転籍等が行われない場合には、PFI 化していない他の給食センターへの配置転換により対応せざるを得ないため、他の給食センターの人員構成に影響を及ぼし、人件費の上昇をもたらしています。したがって、PFI 導入施設（東部給食センター）だけのコスト（人件費及び物件費等）の比較では、豊田市全体の給食調理業務に関する PFI の導入効果を測定することはできないと考えられます。

実際、東部給食センターの導入後の平成 23 年度において、給食協会の正規職員比率が上昇しました。

#### 【意見】

PFI の導入効果の測定については、導入施設だけの費用削減効果でなく、導入前にその施設において業務に従事していた職員の配置転換による人件費の増加等も考慮して、総合的に効果を測定することが望まれます。

## 8 中央図書館

### (1) 図書の延滞督促・貸出停止処分

図書の返却は、貸出日から原則として2週間とされています。

返却期限を超過しても資料の返却がない場合には、「催告通知書の発送」、「貸出停止」及び「電話督促」によって対応します。

返却期限を3週間経過した未返却資料がある利用者について、催告通知書の2回目の発送日において、「貸出停止」処理を実施します。

#### 【意見】

図書の返却延滞解消のために、督促等を実施していますが、延滞状況に改善が見られないため、より効果的な督促方法を検討することが必要です。例えば、電話による督促については貸出予約のある図書を除いては年に1回の督促となっていますが、随時、電話による督促を実施することが望まれます。

#### 【意見】

平成22年度の催告通知書の発送件数は約6万6千件に上っており、年間約334万円の費用がかかっています。最初の督促は電子メールを送付する等により注意喚起を行う等の方法により、より効率的に督促を実施することが望まれます。

#### 【意見】

図書の「貸出停止」は、貸出期限を3週間経過してから行われています。3週間経過してから貸出停止処分を実施するのは、対応が遅いと考えられます。図書利用者間の公平性を保ち、返却延滞を防ぐためにも延滞者については即時に貸出停止処分をすることの検討が必要です。

### (2) 資料の管理

#### ア 選書、購入手続

図書は基本的に定価で、地元書店で構成する豊田市公共図書販売組合(注)から購入をすることとしており、中央図書館の購入図書のうち約7割はこの組合から

の購入となっています。これは、地元の書店の保護という観点と本の装備を無償で行う契約を締結していることによるものです。

(注)豊田市公共図書販売組合は豊田市内の書店(株式会社2社、合資会社1社、有限会社2社)で組織されている組合です。

#### 【意見】

中央図書館では、図書資料を主に豊田市公共図書販売組合から購入していますが、豊田市図書公共図書販売組合から図書を購入すると決定した議事の記録はなく、他の書店等の購入先との比較を行ったのか不明な状況でした。

購入先を選定する際に検討した内容等を書面で残し、経済性・効率性を考慮して決定が行われたどうかの検証が、事後的にできるようにしておく必要があります。

また、年度ごと又は一定期間ごとに購入先を比較して選定するといった検討が行われていません。購入先が適切であるかについては、定期的に検討を加えることが必要と考えられます。

#### イ 蔵書点検

蔵書点検は、所在不明資料の把握、配架場所の違う資料の抜出・再配置等を目的として実施されます。中央館においては毎年6月頃に1週間程度休館日を設けて実施しています。

ただし、中央図書館においては閉架図書のうち、自動車カタログ、官報、貴重図書及び本多兄弟文庫等については蔵書点検の対象外とされています。これらの図書資料が蔵書点検の対象外とされているのは、禁帯出とされているためです。

#### 【意見】

禁帯出の資料については、禁帯出のため所在不明になるはずはないとの前提の上に蔵書点検の対象外とされています。しかし、一定のローテーションを設ける等の工夫をした上で、定期的に蔵書点検の対象とする必要があります。禁帯出の図書資料であっても、一定時点の数量を確かめる必要があります。その保存状態等を定期的に確認することが望まれます。

#### ウ 除籍

中央図書館として所有する価値がなくなった図書については、『豊田市中央図書館除籍基準』に基づいて除籍処理がなされます。除籍の対象となる図書は汚破



損、亡失、回収不能、不用等となったものです。

しかし、現行の基準では上記の回収不能資料の定義が明確にされていないことから、実質的に回収不能と見込まれるものも除籍されていませんでした。

#### 【指摘】

回収の見込みのない図書資料について、除籍を行わないと、市の保有図書数が過大になります。回収不能資料の定義を明確に定めて、運用することが必要です。

### (3) 業務委託

中央図書館での業者選定において、設備機器等のライフサイクル全体のコスト比較等は実施しておらず、あくまで各業者がどの程度までイニシャルコストを抑えて契約可能かという視点から業者選定を実施していました。

#### 【意見】

設備機器等の導入の契約と保守点検の契約を別々に行う場合は、ライフサイクル全体にかかるコストとしては最小ではなくなることがあります。イニシャルコストの多寡のみで業者を選定することなく、ライフサイクル全体のコストを把握して、よりコストを抑えることが可能な業者を選定することが望まれます。

### (4) 今後の図書館について

中央図書館は開始から約13年経過しており、また、インターネットの普及等に伴い利用者数は逡減しています。そのため、電子書籍の導入等を検討することにより、利用者に魅力のある図書館づくりをすすめていくことが望まれます。利用者に魅力のある図書館という観点からいえば、利用者の望んでいるコンテンツを整備する必要があります。そのためには、現在の蔵書を分析し、弱点となっている分野を補強していく必要があります。

また、市費により図書館運営をしている限り、最少の経費で最大の効果が得られるよう、業務を遂行することが必要です。限られた財源の中で効率的に運営していくためには、指定管理者等の利用について検討を行うことが必要と考えられます。

## 9 過去の包括外部監査の結果に対する措置状況の検討

豊田市では、教育委員会関連の組織に関しては、平成 17 年度の『文化施設の管理運営について』及び、平成 20 年度の『教育委員会スポーツ課にかかる財務に関する事務の執行について』において、文化施設及びスポーツ課の財務事務の執行についての包括外部監査が実施されています。

過去の包括外部監査における措置状況を検討した結果、以下の事項について措置状況が未了、又は不十分であるものが発見されました。

(1) 文化振興課

過去の指摘事項等	措置状況及びその評価と文書等の閲覧結果
市民文化会館の会議室・和室の利用率低迷と利用促進策の検討	文化会館内に会議室・和室の空き情報を掲示することにより利用率向上を図っていますが、現状の利用促進策は、必ずしも有効ではありません。今後も利用率向上のため、更に対応を進めることが望まれます。【意見】
文化会館の土地台帳の登録年月日と登記簿の不一致	土地台帳の修正状況を確認した結果、未修正でした。措置について、適時、対応結果を確認する必要があります。【指摘】

(2) スポーツ課

過去の指摘事項	措置状況及びその評価と文書等の閲覧結果
開閉式屋根の故障	
開閉式屋根の再点検及び大修繕を想定した準備	予備備品は、屋根開閉に当たっての重要度、調達期間を考慮して保有しているとのことですが、その大多数は使用実績がありませんでした。予備備品の性質上、ある程度保管期間が長期化することはやむを得ませんが、その予備部品の必要性を考慮した上で、その購入額、保管額を決定する必要があります。【意見】
指定管理料と人件費	
指定管理料の人件費分について、指定管理業務に相当する職員・業務範囲に限定	単独指名施設における人員の配置について、市においては、施設管理業務以外の業務への従事状況については、今後も十分注意し、適正な人員配置を行っていくとのことでしたが、具体的な管理手法はとられていませんでした。施設管理業務以外の業務への従事状況について、十分な管理を行うことが望まれます。【意見】

【意見】

豊田市として基本的には、その措置を翌年度に公表を実施していますが、短期に方向性を決定することが困難であり、継続検討として公表されたもので、最終的な

対応方法までは決定されていない事項も見受けられました。また、措置の実施結果についての効果が確認されていないものもありました。市として最終的な方向性を見出すまでのフォローアップを確実に実施することが望まれます。

### 第3 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

#### 1 学校給食業務の民間委託について

豊田市では、「安全・安心・おいしい」給食の提供は学校教育の柱と考えており、『学校給食法』でも「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、国民の食生活の改善に寄与するもの」であり、「義務教育諸学校における教育の目的を実現する」と定められていることから、教育の一環として、充実を図ることを目的としています。給食センターの統廃合を実施し、それに合わせて民営化することは「安全・安心・おいしい」給食をできるだけ低いコストで提供するために有効な施策です。

しかし、平成23年度に実施した東部給食センターのPFI方式での整備・運用に際しては、正職員でPFI事業に転籍した職員はおらず、他の給食センターへ配置転換したため、結果として、他の給食センターの人件費の上昇につながっています。統廃合や民営化の経費削減の多くの部分は人件費の削減によるものであり、予定どおり人員が減少した場合には、効果が生まれますが、他の給食センター等へ異動したに過ぎない場合には、個々の施設については、経費が削減されたように見えますが、市が負担する人件費全体としては、削減効果が限定的です。

そのため、計画どおりの導入効果を得るために統廃合や民営化のスケジュールに合わせて給食協会の正職員の採用を行うなど、中長期的な人員計画に基づいて職員数を管理することが望まれます。

#### 2 豊田市の学校が置かれている多様な環境と市の対応について

##### (1) 児童・生徒数の推移に対する対応について

豊田市においては、中山間地域の学校で児童生徒数が減少するその一方で、住宅地域の学校では都市化の進行により児童生徒数が増加するという、二極化現象が進行し、学校規模に大きな差が生じています。

豊田市では『学校規模の適正化に関する基本方針』において、小学校について、小規模校(6クラス未満)は統廃合、大規模校(24クラス超)は設備拡充や学校の分離新設等の方策を行うものとしています。

大規模校は増加しているものの、小規模校の数は横ばいであり、児童数の減少傾向が認められます。

豊田市では、独自の施策として、少人数学級を導入し、平成 22 年度には小学 1 年生から 3 年生及び中学 2 年生に 30 人学級を導入しています。少人数学級については、それなりの効果が得られているという評価の反面、小規模校に関しては、複式学級を採用しながら維持しており、一部の学校においては、統廃合の検討が行われています。

学校の適正規模維持の観点からは、地域別の人口動向を十分に検討して、統廃合等の対策を進めていくことが必要です。

## (2) 不登校への対応について

文部科学省の公表データによれば、平成 22 年度の国公立私立小学生の不登校児童数の比率は 0.32% でした。豊田市の平成 22 年度の不登校児童数の割合は 0.34% であり、全国平均よりも若干高い数値でした。

不登校児童・生徒数の比率が継続して高いような学校がある場合には、何らかの原因がある可能性もあることから、市としての対応の要否を検討することが望まれます。

## (3) 学校図書館の利用状況について

学校図書館の貸出冊数の状況は表 5 のとおりです。

表 5 学校図書館の一人当たり年間貸出冊数達成状況

区分	24 年度 目標	22 年度 実績	目標達成	うち、達成率 200%超	目標未達成	うち、達成率 50%未満
小学校	28 冊	40.5 冊	65 校	23 校	10 校	0 校
中学校	9 冊	7.9 冊	9 校	2 校	17 校	3 校

(資料源泉:教育行政課からの入手資料を加工)

学校図書館の一人当たり年間貸出冊数について、小学校では全体の目標は達成されていましたが、目標を達成していない学校が 10 校ありました。中学校については、全体として目標を達成しておらず、達成率が 50%に満たない学校が 3 校ありました。

このように、学校図書館を利用した読書の習慣について、学校によるばらつきが認められるため、目標を達成していない学校に対する対応を検討する必要があります。

#### (4) 市としての取組

豊田市では、『豊田市教育行政計画（改訂版）』に掲げられた目標の達成に向けて、市費採用職員を活用しています。その中の施策である「学校はつらつ支援事業」は、学校ごとに増員してほしい職員について要望を提出し、これに応じた補助員の配置を行うことにより、各学校が目指す「特色ある学校づくり」を目指すものです。こうした「学校はつらつ支援事業」などを活用し、現在、各校が必要としている分野への支援を行う体制を整えることが有効と考えられます。

平成 20 年度に策定された『豊田市教育行政計画（改訂版）』を踏まえ、平成 21 年度末に小学校 1 校の廃校、平成 23 年度に中学校 1 校の新設は行われたものの、人口増加傾向にある都市部と人口減少傾向にある山間部での学校規模の格差が広がっており、長期的なビジョンに基づく対応の重要性が認識されています。

学校規模適正化は多方面にわたる調整を必要とする大きな課題であり、小規模校の統合に関する懇談会の結果では、学習環境面の懸念、学校運営面の困難さなどの限界が感じられる一方、地域コミュニティや地域の活力維持の観点から存続を強く望む声もあります。子どもたちによりよい学習環境を提供することを最優先の目的とし、豊かで活力のある地域社会の形成にも配慮しつつ、地域と学校、保護者、行政がともに協力して検討していくことが大切です。